

貸与奨学生募集のお知らせ

令和6年度▷大学・大学院・専修学校（専門課程）
高等専門学校・沖縄県出身海外移住者子弟

申込期間▷令和6年4月1日（月）～令和6年5月7日（火）

※必着

応募資格▷

期日までに直接又は郵送にて財団へ必要書類を提出してください。
ご両親のいずれかが沖縄県内に住所を有しており、令和6年4月1日現在、国内の大学、大学院、専修学校（専門課程）、高等専門学校へ在学する者。沖縄県出身海外移住者の子弟で沖縄県内の大学、大学院に在学する者。詳しくは、下記QRより募集要項を確認してください。

注）当財団と他団体の奨学金の併用について 貸与型：併用× 給付型：併用○

財団 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学課

☎ 098-942-9213 HP <http://www.oihf.or.jp>



令和6年度 宮古島市奨学生（給付型）を募集します

【応募資格】

- 令和6年度より学校教育法に定める大学、短期大学、専門学校及び高等専門学校4年次に入学又は進学することが決定している又は見込まれる者。ただし、別科、専攻科、通信、大学院及び放送大学は含まない。
- 保護者又は本人が本市に2年以上引き続き住所を有している者。
- 保護者又は保護者がいない者については本人が、経済的理由により修学が困難と認められる者。
- 出願時までの高校等における学業成績の評定平均値が5段階評価で4.3以上かこれに準ずる者。
- 修学の意欲があり高校等での教育課程において成績優秀者及び品行方正であるとして学校長の推薦を受けた者。

【募集人員】4名

【給付額】月額30,000円

※ただし、予算の範囲内で支給するものとします。

※四半期払、半年払のいずれか選択

【給付期間】当該学校における正規の修業期間

【併用】貸与型との併用のみ可

【申込期限】令和6年3月29日（金）17:00 必着

【申込先】教育委員会教育総務課（市役所3階）

☎ 73-1970（担当：砂川）

※詳しくは、教育委員会HPへ▶▶▶



宮古島市シニアカー購入費補助事業【受付再開】

対象者に対し、シニアカー購入費用を一部補助することで、外出や社会参加交流の機会を保ち、自立した生活を支援することで、要介護状態や認知症の進行を防ぐことを目的としています。

■対象者 宮古島市に住所を有している65歳以上の自主返納者で運転経歴証明書をお持ちの方

■要件 市税の滞納がないこと、シニアカー購入に関して他の補助制度利用のないこと

■補助内容 購入費用の1/3以内、上限10万円

・対象者本人が申請に来所できない場合は、本人署名による委任状を添付のうえ、代理の方で申請することが可能です。

・申請書は、高齢者支援課窓口及び宮古島市ホームページより入手できます。

財団 高齢者支援課介護予防係 ☎ 73-1979 FAX:73-1965

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業



小児・障がいのある方は
対象航空運賃の還付請求が
できます！

■対象期間

R5年4月1日～R6年3月31日までの搭乗分

■請求期限 R6年4月3日（水）

※期限日前は窓口が混み合いますので、
搭乗後その都度申請されることをお勧めします。

■請求に必要なもの

- ①搭乗が確認できる書類（搭乗券・搭乗案内・運賃種別の記載がある搭乗証明書）
- ②領収書（①で運賃種別が確認できない場合は、運賃種別の記載がある領収書）領収書の宛名は搭乗者本人または請求者で提出をお願いします。
- ③口座名義人、口座番号、金融機関、支店名などが確認できる通帳・キャッシュカード
- ④離島住民割引運賃カード
- ⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の写し
- ⑥印鑑（シャチハタ不可）
- ⑦窓口に来庁される方の本人確認書類（免許証等）

■航空運賃の還付請求ができる方

沖縄離島住民割引運賃カードをお持ちの方で下記に該当する方

①小児（搭乗日時時点で11歳以下）

②障がい者手帳（身体・精神・療育）をお持ちの方及びその付添い1名

※還付対象となる運賃種別は「離島割引運賃」及び「小児運賃」「障がい者割引運賃」（ANA・スカイマーク）となり、「先特割」「特割」等の運賃は還付請求対象外です。

JALグループについては新料金体系への移行に伴い、小児・障がい者運賃が廃止となっています。

【還付対象・還付金額】

対象路線	航空運賃及び対象者（片道）			
	※離島割カードをお持ちでない方は対象外です。			
	離島割引運賃	小児運賃	障がい者割引運賃	障がい者割引運賃
宮古-那覇	1,850円	1,200円	3,900円	4,650円
宮古-石垣	1,200円	750円		
下地島-那覇	1,000円	1,000円	3,600円	3,600円

【受付時間】

8:30～12:00、13:00～17:15

☆お知らせ☆

還付請求申請には領収証の添付が必須となります。

※e-チケットお客様控えは使用できません。

財団 市民課 ☎ 72-3751（代）

国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付での前納について

国民年金保険料の納付方法として前納（6ヶ月、1年、2年）を選択する場合、令和6年3月以降のお申し込みから、年度の途中からでも口座振替またはクレジットカード納付によるまとめ払いが可能です。

■令和6年2月までの受付分は・・・

▶3月分までは毎月振替（立替）（割引なし）

▶翌年度以降の保険料を4月末にまとめて振替（立替）（割引あり）

※6ヶ月前納の場合は、上記のほか、9月末まで1ヶ月分ずつ毎月振替し、最初の10月末にまとめて振替（立替）

■令和6年3月以降の受付分からは・・・

▶初回振替（立替）時に当月分から当年度3月分（または翌年度3月分）までまとめて振替（立替）（割引あり）

▶初回振替（立替）後最初の4月末に1年分（または2年分）まとめて振替（立替）（割引あり）

※6ヶ月前納を選択した方で初回振替日が5月末から9月末となる場合は、最初の10月末に初めて6ヶ月分まとめて前納の振替（立替）

※口座振替の場合、初回振替時に前月分の保険料が未納の場合は、前月分の保険料をあわせて振替

【注意！！】

令和6年3月以降に口座振替またはクレジットカード納付の申込をされる場合の申出書は、令和6年3月1日から年金事務所等の窓口を設置するとともに、日本年金機構ホームページに掲載します。令和6年3月1日以降は、令和6年2月29日までホームページに掲載中の申出書は利用できませんので、お間違えのないようご注意ください。

財団 平良年金事務所国民年金課 ☎ 72-3650（自動音声②-②）
市役所市民課年金係 ☎ 72-3751（代）